

2022年5月13日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 音 通
代 表 者 名 代表取締役社長 岡村邦彦
(コード番号 7647 東証スタンダード)
問 合 わ せ 先 代表取締役副社長 仲川 進
(TEL 06-6372-9100)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、2022年6月24日開催予定の第42期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の件

(1) 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行となりますので、株主総資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は以下のとおりであります。（下線部が変更部分）

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
------	---

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月24日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月24日(予定)

以上